

第73回“四万十町社会を明るくする運動”実施委員会

日時：令和5年6月21日（水）

午後2時00分～

四万十町役場東庁舎

1階 多目的大ホール

会 議 次 第

1. 開会

2. 事業報告

① 第72回“四万十町社会を明るくする運動”実績報告

3. 事業計画

① 第73回“四万十町社会を明るくする運動”事業計画

4. その他

第72回「四万十町」社会を明るくする運動の成績報告

		令和4年度	
事業	実施内容	実施主体	備考
1. 啓発・宣伝活動	<p>○次の活動を通じて、社明運動について町民の理解や協力を求めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報「四万十町通信」で社明運動について広報活動を実施した。 2. 町内要所へ社明実施委員会メンバーによりポスター掲示した。 3. 更生保護関係のチラシを地区会長を通じて全戸回覧。 (窪川地区780枚、大正地区160枚、十和地区150枚) 	社明実施委員会	広報7月号掲載
2. 子ども会親善ソフトボール大会	<p>○県下の子ども会のソフトボールチームに呼びかけ、少年の健全育成を目的とした、親善ソフトボール大会を開催した。(7/17)</p> <p>9チーム約140人の参加(東津野スポーツ少年団優勝)</p>	社明実施委員会 (くぼかわスポーツクラブ)	
3. 街頭・宣伝活動	<p>○次の活動を通じて、街頭宣伝活動を行った。(7/1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社明スタートセレモニーを開催し、総理大臣メッセージの伝達。 2. みどり市、窪川駅等での宣伝活動の実施。 3. 窪川駅、四万十町役場庁舎への社明のぼり旗の設置。 4. 街頭宣伝用配布資料の準備作業(6/28) 	社明実施委員会	
4. 家庭の日の推進	<p>○次の活動を通じて、地域の安全や福祉に貢献した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3木運動に協力し、学童の登校時の見守り活動の実施(延べ132人) 2. 福祉施設の給食サービス等に協力する。(調理ボランティアとして) 3. 小学校(旧窪川町)の絵本の読み聞かせに協力。(延べ50人) 	更生保護女性会	
5. その他	<p>○社明作文(法務省)の募集(9/8締め切り)</p> <p>7小学校から33作品の応募あり。高知推進委員会へ2作品を応募 小学生の部、優秀作品に2作品ともに選ばれる。 ・川口小学校6年 榎野心さん「心のたね」 ・七里小学校6年 宮本歩美さん「私たちの周りにはたくさんの方がいる」</p>	保護司会	

社明実施委員会：四万十町(健康福祉課)、しまんと町社会福祉協議会、四万十町地域安全協議会、四万十町民生委員児童委員協議会、くぼかわスポーツクラブ
高幡保護区保護司会、四万十町更生保護女性会



～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第72回社会を明るくする運動



社会を明るくする運動とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動です。本年も7月1日から31日までの1か月間、法務省主唱のもとに第72回“社会を明るくする運動”が全国一斉に展開されます。



行動目標

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること



重点事項

犯罪や非行をした人を再び地域社会へ受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題を皆で考えることのできるコミュニティの実現に向け、以下の5つの取り組みを重点事項として、関係行政機関・民間団体関係者等との連携をもとに取り組みます。

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯防止をすることの大切さや、更生保護活動などを広く周知し、理解してもらうための取り組み
- ② 犯罪や非行が起こらないように、若者の健やかな成長を期する取り組み
- ③ 犯罪・非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りのために、様々な協力方法があることを周知し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み
- ④ 保護司、更生保護女性会会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取り組み
- ⑤ 民間協力者と行政との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が必要な支援を受けやすくするための環境を作る取り組み

町においては、街頭宣伝活動・広報啓発・子ども会親善ソフトボール大会・児童生徒対象の作文募集等を実施しますのでご支援ください。

[お問い合わせ先] 社会を明るくする運動実施委員会 ☎22-1313

高幡消防組合消防職員採用資格試験の実施

▶ 採用予定年月日 令和5年4月1日

▶ 試験区分 消防士（初級）

▶ 採用予定人員 若干名

▶ 勤務署 四万十清流消防署または西分署

▶ 受験資格

- ① 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。ただし、救急救命士の資格を有するものにあつては平成6年4月2日以降に生まれた者。
- ② 採用後は勤務地の管内（四万十町内）に居住できる者
- ③ 地方公務員法第16条の規定に該当しない者
- ④ その他高幡消防組合消防職員採用規定に準ずる者

▶ 試験日時及び場所

【第一次試験】9月18日（日）

四万十清流消防署本署 古市町5-1'

【第二次試験】 第一次試験合格者に別途通知

▶ 受験申込用紙等

高幡消防組合消防本部、四万十清流消防署または西分署で交付する申し込み用紙に必要事項を記入のうえ応募してください。

※受験申込用紙等は、高幡消防組合消防本部ホームページにも掲載しています。

▶ 受付場所

高幡消防組合本部・四万十清流消防署（本署）

▶ 受付期間

7月25日（月）～8月5日（金）

8:30～17:15（土・日除く）

※郵送の場合は、締め切り日時までに必着のこと。

■ お問い合わせ先

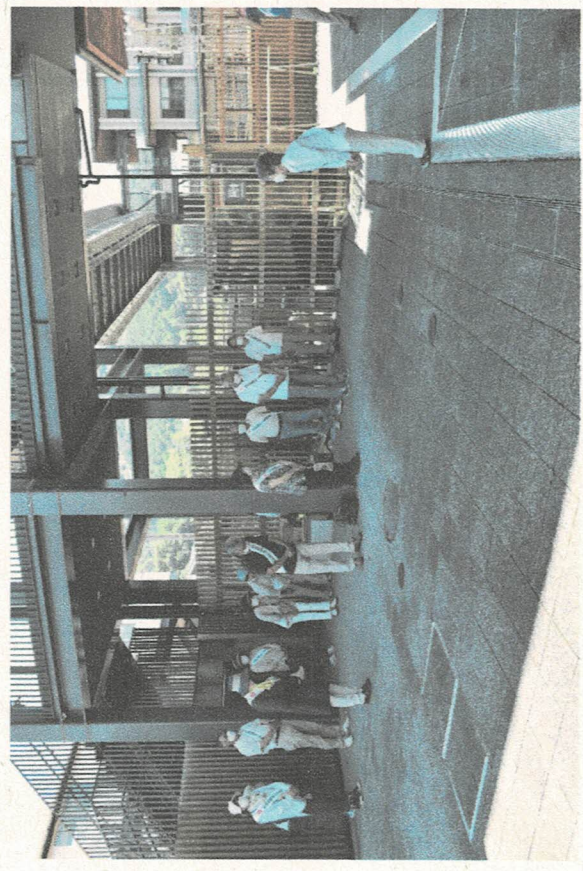
高幡消防組合本部 ☎0889-43-1272

四万十清流消防署本署 ☎22-0001

第62回高幡子ども会親善ソフトボール大会



社会を明るくする運動オープンセレモニー



第73回 四、十町”社会を明るくする運動” 事業計画

事業	実施内容	実施主体	令和5年度	
			備考	
1. 啓発・宣伝活動	<p>○次の活動を通じて、社明運動について町民の理解や協力を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報「しまんと通信」等での啓発宣伝活動 2. 町内要所へのポスター掲示。 3. 更生保護関係のチラシを地区長会を通じて全戸回覧。 (窪川地区780枚、大正地区160枚、十和地区150枚) 	社明実施委員会		広報7月号掲載
2. 子ども会親善ソフトボール大会	<p>○県下の子ども会のソフトボールチームに呼びかけ、少年の健全育成を目的とした、親善ソフトボール大会を開催する。(/)</p>	社明実施委員会 (くぼかわスポーツクラブ)		
3. 街頭・宣伝活動	<p>○次の街頭宣伝活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社明スタートセレモニーを開催し、総理大臣メッセージの伝達(/) 2. みどり市、しまんとハマヤ、みやた、窪川駅等での宣伝活動(/) 3. 窪川駅、四万十町舎周辺への社明のぼり旗の設置(/) 4. 街頭宣伝用配布資料の準備作業(6/28) 	社明実施委員会		
4. 家庭の日の推進	<p>○次の活動を通じて、地域の安全や福祉に貢献する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3木運動に協力し、学童の登校時の見守り活動を行う。 2. 福祉施設の夏祭りや給食サービス等に協力する 3. 小学校(旧窪川町)の絵本の読み聞かせに協力。 	更生保護女性会		
5. その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社明作文(法務省)の募集 (9/8締め切り) 2. 社明関係の事業(矯正施設製品展示販売等)への協力。 3. 四万十町青少年育成事業への参加協力。 	保護司会		

タイトル（原則13文字以内でお願いします）

第73回 社会を明るくする運動

概要・説明文

●社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

本年も7月1日から31日までの1カ月間、法務省主唱のもとに第73回“社会を明るくする運動”強調月間として全国一斉に展開されます。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くための運動で、次の目標をもとに活動を推進します。

この運動が目指すこと

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取り組み
- ② 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み
- ③ 保護司、更生保護女性会会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取り組み
- ④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取り組み
- ⑤ 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取り組み

町においては、街頭宣伝活動・広報啓発・子ども会親善ソフトボール大会・児童生徒対象の作文募集等を実施しますのでご支援ください。

お問い合わせ先（名称と電話番号）

社会を明るくする運動実施委員会 22-1313